



# 金沢市公報

## 号外第34号の2

平成20年(2008年)10月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (市民参画課)	1
金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	2
<b>告 示</b>	
住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて (市民参画課)	2
平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	3
平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	3
平成4年告示第95号(伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について)の一部改正について (景観政策課)	3
平成8年告示第71号(商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( " )	3
平成18年告示第91号(照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたこと	

について)の一部改正について ( " )	3
昭和52年告示第81号(金沢市出納取扱金融機関について)の一部改正について(会 計 課)	4
平成10年告示第25号(金沢市指定代理金融機関について)の一部改正について( " )	4
<b>教育委員会告示</b>	
昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	4
昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について ( " )	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	5
平成19年選挙管理委員会告示第111号(金沢市農業委員会委員選挙投票区について)の一部改正について ( " )	5
<b>公営企業管理規程</b>	
金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	5
<b>公営企業告示</b>	
昭和50年公営企業告示第2号(収納取扱金融機関について)の一部改正について (企業総務課)	5

## 規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

### ●金沢市規則第77号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成20年条例第3号)の施行期日は、平成20年11月1日とする。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

●金沢市規則第78号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第一消防団の表長町分団の項中「尾山町（1番及び2番に限る。）」を「尾山町（1番及び2番に限る。）南町」に改める。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第229号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
南 町	香林坊1丁目	147、147の2、148、148の2、149、149の2、150
	香林坊2丁目	108、128の1、128の2、129、130、149の2、150の2、152～154、157～159、159の2、160の1～160の3、161の1～161の4、162の1～162の4、163の1、163の2、165の1、165の2、166の1～166の3、167の1～167の3、168、168の2、171、172、172の2、173、173の2、174、174の2、175、175の2、176、176の2、177、177の2、178～184
	高岡町	1の1～1の4、17の2、17の3、18の2、21、22の2～22の6、23の1、23の2、26の1、26の2、26の4、27の1、27の2、28、29、29の2～29の4、30、31の1、31の2、32の1～32の3、33の1～33の3、34の1～34の3、35の1～35の3、36の1～36の3、37、39、40の1～40の5、41の1～41の3、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1、44の2、45、45の2、45の3、46、47の1、47の2、48の1、48の2、49、50の1～50の3、52の2、53の3、54、55、56の1、56の2、59～61、61の2、62、71～73、78の1、78の3～78の6、80、81
	尾山町	1～4、4の2、5、5の2、6、10の1、10の2、12、23の1、23の3、24～28、29の1、29の2、30の1～30の3、31、34～36、37の1、37の2、38の1～38の5、39、40、41の1、41の2、42～44、45の1～45の3、46の1～46の3、47、48、49の1、50の1、51の1～51の3、52の1～52の4、53、54の1～54の3、55の1～55の3、60、61の2、61の3、62の1～62の14、63の1～63の3、66の1～66の3、67の1～67の3、70の1～70の3、71の1～71の3、73の1～73の4、74、75の1～75の4、78の1～78の3、79の1～79の3、81、85の1～85の3、86の1、86の2、87の2～87の7、88の2、99の1～99の3、100の1～100の3、101、102

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

平成20年11月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「南町住居表示整備事業旧新・新旧対照表」(登載省略)のとおり

●金沢市告示第230号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 須野原 雄

表松ヶ枝地区の項中「及び袋町」を「、袋町及び南町」に改める。

●金沢市告示第231号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 須野原 雄

指定区域中「緑が丘」を「緑が丘 南町」に改める。

●金沢市告示第232号

平成4年告示第95号(伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 須野原 雄

伝統環境保存区域の名称及び位置の表3の項中「及び丸の内」を「、丸の内及び南町」に改める。

近代的都市景観創出区域の名称及び位置の表5の項中「及び武蔵町」を「、武蔵町及び南町」に改める。

●金沢市告示第233号

平成8年告示第71号(商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 須野原 雄

表中「及び尾山町」を「、尾山町及び南町」に改める。

●金沢市告示第234号

平成18年告示第91号(照明環境形成地域の指定及び照明環境形成地域の照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成区域の夜間景観形成基準を定めたことについて)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 須野原 雄

照明環境形成地域の名称及び位置の表3の項中「水溜町」の次に「、南町」を加え、同表7の項中「水溜町」の次

に「、南町」を加える。

夜間景観形成区域の名称及び位置の表2の項中「水溜町」の次に「、南町」を加え、同表3の項中「水溜町」の次に「、南町」を加える。

●金沢市告示第235号

昭和52年告示第81号（金沢市出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

表中

金沢信用金庫	金沢市香林坊1丁目3番8号	本店	を
--------	---------------	----	---

金沢信用金庫	金沢市南町1番1号	本店	に
--------	-----------	----	---

改める。

●金沢市告示第236号

平成10年告示第25号（金沢市指定代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

表中

金沢信用金庫	金沢市香林坊1丁目3番8号	本店	を
--------	---------------	----	---

金沢信用金庫	金沢市南町1番1号	本店	に
--------	-----------	----	---

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市教育委員会委員長 佐藤 秀紀

表中央小学校の項中「尾山町」の次に「、南町」を加え、同表安原小学校の項中「、南」を削る。

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金沢市教育委員会委員長 佐藤 秀紀

表紫錦台中学校の項中「笠舞町」の次に「、田上町」を加え、同表小将町中学校の項中「香林坊1丁目3番、」を削り、「香林坊2丁目4番17号～4番21号、5番1号」を「香林坊2丁目4番17号～4番21号、5番2号」に改め、「尾山町」の次に「、南町」を加える。

**選挙管理委員会告示**

●金沢市選挙管理委員会告示第72号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第16投票区の項中「5番1号から10号まで、18号から43号まで」を「5番」に改め、同表第17投票区の項中「5番1号から10号まで、18号から43号まで」を「5番」に改め、「袋町」の次に「南町」を加える。

●金沢市選挙管理委員会告示第73号

平成19年選挙管理委員会告示第111号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第2選挙区の部第13投票区の項中「長田2丁目」を「長田2丁目 南町」に改める。

**公 営 企 業 管 理 規 程**

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年10月30日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第12号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

（金沢市水道給水条例施行細則の一部改正）

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「尾山町」を「尾山町 南町」に改める。

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾山町」を「尾山町 南町」に改める。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

**公 営 企 業 告 示**

●金沢市公営企業告示第15号

昭和50年公営企業告示第2号（収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から効力を有するものとします。

平成20年10月30日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 古 田 秀 一

表中

金沢信用金庫	金沢市香林坊1丁目3番8号	本店	を
--------	---------------	----	---

金沢信用金庫	金沢市南町1番1号	本店	に
--------	-----------	----	---

改める。

平成20年(2008年)10月30日 印刷  
平成20年(2008年)10月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄